

【歯科】 本家入外と給付割合と特記事項について

レセプトにおいて、「本家入外」と「給付割合」と「特記事項」は連動している項目です。
そのため、所得区分に応じて一致していなければなりません。

医療機関からは三項目が一致していないレセプトが多々請求されています。
特に、保険者から「給付割合誤り」で返戻されたレセプトの再請求時に一致していないことがあります。
以下の事例のように、正しく訂正を行う必要があります。

(例)

当初、70歳以上の国保の患者様、本家入外「8高外一」、給付割合「8割」、特記事項「29区エ」で
請求したレセプトについて、給付割合を「8割」から「7割」へ訂正する場合

(訂正箇所)

本家入外 「8高外一」 → 「0高外7」
給付割合 「8割」 → 「7割」 ※記載していない場合は訂正不要
特記事項 「29区エ」 → 「26区ア」又は「27区イ」又は「28区ウ」

三項目をご確認の上、請求をお願いします。

診療報酬明細書				3 歯科	1 国保	1 単独	8 高外一 ↓ 0 高外7
(歯科) 令和 年 月 分							
—		—		保険者 番号	4 5 x x x x	給付 割合	8 → 7
公負①		公受①		被保険者証・被保険者 手帳等の記号番号			
氏名	特記事項						
	29区エ ↓ 26区ア 又は27区イ 又は28区ウ						
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 生							

(補足)

令和4年10月1日より、後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しに伴い、後期高齢者医療についてののみ
特記事項が以下のとおり変更されておりますので、ご注意ください。

70歳以上の国保の患者様については変更ありません。

廃止/新規	特記事項
廃止	29区エ
廃止	34多エ
新規	41区カ
新規	42区キ
新規	43多カ
新規	44多キ